

2013年 5月28日

兵 庫 労 働 局 長  
前 田 芳 延 様

ひょうご地域労働運動連絡会  
議 長 酒 井 浩 二

ひょうご労働法律センター  
代 表 上 原 康 夫

ひょうご労働安全衛生センター  
理事長 神 田 雅 之

ひょうごユニオン  
委員長 小 西 純一郎

## 申 入 書

貴職におかれましては、ますますご清栄のことと存じます。

私たちは、県下の労働組合で構成する地域組織、あるいは労働運動の各課題を前進させるために  
つくった共闘組織です。その活動の中で、私たちはさまざまな労働問題に遭遇することとなり、貴  
局をはじめとする労働行政の現状について、強い関心と要望を持つところとなっています。

そこで、私たちの日常活動を通じて感じていることを含めて、下記のとおり、貴局に対する申し  
入れ事項をまとめました。

ついては、貴局として書面にて回答いただくとともに、私たちとの意見交換の場を設定していただ  
きますよう要請します。

### 記

#### 1. 監督行政全般について

- (1) 「臨検」の強化と、臨検の重点項目を明確にすること
- (2) 法違反をしている使用者に対して厳重な指導を行うとともに、指導に従わない悪質な使用者につ  
いては、告訴・告発を行うこと
- (3) 来署した労働者に対し、フローチャートを作成するなどしたうえで、「申告」と「相談」の相違に  
ついて説明を丁寧に行うこと
- (4) 来署した労働者に対し、必要に応じて労働組合に相談することを勧めること
- (5) 各労基署に配置されている監督官の増員すること
- (6) 各労基署に配置されている「監督官」および「相談員」に対する研修・教育を充実させること
- (7) 外国人労働者の労働相談に対応できる通訳を配置すること

#### 2. 「労基法」関係について

- (1) 「就業規則」届出時のチェック体制を強化するとともに、労働基準法第 89 条に定める事項につ  
いて記載がないもの、その内容が労働基準法を下回るものについては是正を求めること。また、是

正されない場合は受理しないこと

- (2) 使用者が届け出ている「就業規則」等について、労働者から請求があった場合は閲覧させること
- (3) 「時間外労働・休日労働に関する協定届」（36協定）と同様に、「労働者代表」の選出が必要なものについて、代表者選出方法が分かるよう様式を作成すること
- (4) 「時間外労働・休日労働に関する協定届」（36協定）の「特別条項」の規制を強化すること
- (5) 賃金不払い（とくに残業代不払い）についての指導強化および指導手続の迅速化。また、再発防止の手立て、是正指導に従わない企業に対する制裁措置（企業名公表、処罰のための送検等）をとること
- (6) 「仮眠時間」については「休憩時間」ではなく、労働時間とすること
- (7) 職場の「イジメ」「パワハラ」について、防止対策パンフレット等で周知すること。また、「イジメ」「パワハラ」によって、休職等の状態にある労働者が職場復帰できるフォロー体制づくりについて、企業に対するセミナー等を実施すること
- (8) 時間外割増賃金の計算に関して、算定基礎賃金となるものについて、労働基準法第37条の施行規則にしたがって、企業に対して指導を徹底すること

### 3. 「労働契約法」関連

- (1) 解雇事案での来署者に対して、解雇に関するパンフレットを渡すこと
- (2) 解雇事案での来署者について、当該使用者に対し、労働契約法16条（解雇権濫用法理）の趣旨に則して監督・指導するなど、積極的な対応をすること
- (3) 法改正の趣旨に則り、有期雇用から無期雇用への切り替えを促進するよう企業に求めること
- (4) 有期雇用労働者と無期雇用労働者の間で、不合理な労働条件の差異を設けないよう、企業への指導を徹底すること
- (5) 有期雇用労働者について、契約期間中の、正当な理由のない契約解除の場合、契約期間満了までの賃金支払を指導すること

### 4. 「派遣法」関連

- (1) 契約期間中の「解約」について、残期間の賃金支払を指導すること
- (2) 派遣契約解除事案での来署者に対して、適切な助言をおこなうこと

### 5. 「高齢法」関連

- (1) 法改正にともない、60歳以上の雇用について希望者全員の雇用を継続するよう、企業への周知を徹底すること
- (2) 高年齢者の雇用について、65歳までの定年延長など、「高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進」という法の趣旨に則ったものとするよう、企業への指導を徹底すること

### 6. 「雇用保険」関連

- (1) 争議中の労働者に対する基本手当「仮給付」についての対応を一致させること
- (2) 「離職理由」について労働者と企業で争いがある場合は、労働者側の言い分を尊重すること
- (3) 有期雇用労働者について、契約更新を希望していながら「契約期間満了」となった労働者については、国民健康保険料の軽減対象となる「非自発的離職者」とすること
- (4) 基本手当の給付日数を改善すること
- (5) 基本手当の「給付制限」、とくに「正当な理由なく自己都合退職したとき」（3ヶ月間）の給付制限を見直すこと

(6) 強制加入対象者の未加入問題解消に向け、調査および取り組みを強化すること

## 7. 「安全衛生法」関連

- (1) 阪神淡路大震災の復旧・復興作業において倒壊建物の解体・撤去作業に従事し、石綿に曝露した労働者には、石綿健康管理手帳が交付されることを広く周知すること
- (2) 2011年度の建築物等の解体・改修の作業場における監督実施状況の実績を、監督署別に明らかにすること

## 8. 「労災保険法」関連

- (1) 本省が全国 3,613 人の中皮腫死亡者のご遺族に対し実施した周知事業に関して、県内の①周知件数、②相談件数、③請求件数、④認定件数を監督署別に明らかにすること
- (2) 精神疾患の労災認定基準が改正されたが、新基準における平均処理期間について明らかにすること
- (3) 外国人労働者向けのパンフレットを多言語で作成すること。あわせて、外国人労働者が相談に行った際には手渡すよう、職員への周知を徹底すること

## 9. 情報公開について

- (1) 保有個人情報の開示請求を行った際に、調査結果復命書の局医名が黒塗り扱いとされているが、局医名について公開すること
- (2) 健康管理手帳の交付及びじん肺管理区分申請に関する開示請求について、健康課の窓口で「申請しても受理されるかどうかは別問題」との対応が行われているが、健康課及び企画室の見解を明らかにすること

以 上